

令和5年度
社会福祉法人 宮若市社会福祉協議会
事業計画書

令和5年度事業計画

総括

社会福祉協議会は、昭和26年、戦後の混乱期を経て民間の社会福祉活動の強化を図るために、その組織を発足し、昭和37年「社会福祉協議会基本要項」が策定された。さらに、社会福祉協議会の法的位置づけの必要性から昭和58年に市町村社会福祉協議会が法制化された。

平成2年に社会福祉事業法等福祉関係八法の改正が行われ、新しい「地域福祉の時代」への発展を期すために、平成4年4月に社会福祉協議会の組織と活動の在り方を明らかにした「新社会福祉協議会基本要項」が制定された。

宮若市社会福祉協議会もこの基本要項の原則に則り、本年度の諸事業に取り組むこととなる。

一方、世界の情勢を俯瞰すると、ロシアのウクライナ侵攻は1年を超え未だ悲惨な状況が継続し、一日も早い平和の訪れを望むものである、さらに、東日本大震災以降、世界でも最悪の地震災害となったトルコ・シリア地震（2月6日発生）では、犠牲者が5万人を超え、1300万人を超える多くの被災者が発生し、一刻も早い国際的支援が望まれている。

なお、第八波の収束期にあるコロナ感染症は、5類への移行が検討され、3月13日以降、屋外・屋内でのマスク着用が個人の判断のもと、距離が保てる場合はマスク着用の必要なしとされるなど規制が緩和されている。

しかしながら、高齢者や障がい者、子どもなど重症化リスクの高い人たちについては、感染リスクを軽減するためにも、まだまだマスクの着用は必要とされており、今後も新型コロナウイルス、インフルエンザなどの感染症に留意しながら、本会事業活動を着実に実行していくことが必要である。

このためにも、本会理事・評議員及び地域自治会長、民生委員各位をはじめ、関係機関・関係団体、さらには、様々なボランティア活動に取り組んでいただいているすべての方のお力添えを望むものである。

1. 法人運営

□ 理事会・評議委員会の開催

- ・理事会（6月・7月・10月・1月・3月）に開催予定。
- ・評議員会（6月・3月）に開催予定。

□ 監査の実施

- ・四半期ごとの定例監査を実施。

□ 役職員研修の開催

- ・先進地視察研修を行い、法人・事業運営に活かしていく。

□ 会議等への参加

- ・関係機関等が開催する会議・運営委員会等へ参加する。

□ 研修会等への参加

- ・研修会へ積極的に参加し、資質向上に努める。

2. 地域福祉の推進

□ 福祉座談会の開催

- ・宮若市役所のまちづくり出前講座へ登録し、地域の多種多様な福祉課題を認識して頂き、住民の主体的な取り組みの必要性について理解を深める為、自治会にて福祉座談会を開催していただけるよう依頼していく。また、社協の事業内容について、関係団体のみならず企業等も含め、多くの方に知っていただく機会を作っていく。

□ 福祉委員の設置推進

- ・地域福祉の根幹となる見守り体制の強化が求められる本市において、自治会長より推薦された方へ本会会長より福祉委員（1年任期）を委嘱し、見守り体制の強化を図っていく。

□ 福祉会の設置推進

- ・安心して住み続けることのできる地域を目指し、自治会での要援護者台帳・ふれあい台帳の整備及び、福祉マップの作成を推進しながら地域福祉の推進を図る。自治会によって取り組み内容は様々ではあるが、地域の実態に応じた福祉会の設置推進に努める。

□ いきいきサロン活動の推進

- ・自治会主体による地域を拠点とした気軽に集える居場所づくりとして、いきいきサロン活動を推進していく。子供から高齢者を対象とし地域での絆の再構築や閉じこもり防止、介護予防等に大きな役割を果たしている「いきいきサロン活動」の設置推進に努める。

□ 地域福祉研修会の開催

- ・ 自治会長より推薦された福祉委員を対象とした、地域福祉研修会を開催する。福祉委員の役割について説明し、福祉関係者の方々にも地域福祉活動の重要性等についての研修会を実施する。

□ 福祉映画上映会の開催

- ・ 福祉や介護、医療等の幅広い分野をテーマとした福祉映画上映会を開催し、福祉課題がある当事者の日常生活に関心を持っていただき、社会生活への配慮等について理解を深めることができる機会をつくる。

□ 地域歳末・年始事業の推進

- ・ 自治会において年末・年始に実施されている助け合い活動や地域の絆づくりを目的とした事業に対し、歳末たすけあい募金に自治会から協力いただいた金額の80%を上限として助成する。

3. ボランティア活動の推進

□ ボランティアセンターの運営（ボランティアコーディネートの充実）

- ・ ボランティア活動の総合的な相談に応じ、ボランティア活動を行いたい方には登録をしていただき、ボランティアを受け入れたい方との需要と供給の調整を図る。また、企業からのボランティア受け入れ先の紹介依頼が増えてきている為、受け入れ先（施設・病院等々）の確保に努めていく。

□ ボランティア講座の開催

- ・ ボランティア活動を始めるきっかけとしての講座や、既存の活動に対する意識と活動の質を高める為、スキルアップ講座を行う。

□ 災害ボランティア講座の開催

- ・ 宮若市においても災害ボランティアセンターの開設が必要となった際、ボランティアセンターの運営に携わっていただくボランティア講座を開催する。また、市外にて自然災害が発生した際、災害支援ボランティアに参加いただけるボランティアの確保にも努める。

□ ボランティアスクールの開催

- ・ 夏休み期間中に小学校高学年を対象としたボランティアスクールを開催する。講義中心の内容ではなく、体験を中心とした内容で実施する。

□ ボランティア団体の活動支援

- ・ ボランティアセンターに登録されている団体や宮若市ボランティア連絡協議会等の既存団体の活動を支援するとともに、課題解決に取り組むことで、活動の活性化を図る。

□ ボランティア活動の啓発

- ・ 本会広報誌「ほっと」・ホームページ等で、ボランティア活動の紹介やニーズ等を掲載し、ボランティア活動の充実を図る。また、社会福祉センター掲示板の一部をボランティア活動の掲示板として活用し、広く市民へ周知を図る。

□ ボランティア活動保険への加入促進

- ・ 安心してボランティア活動を行っていただくため、ボランティア活動保険への加入促進を図る。(基本タイプ 350 円、天災・地震補償プラン 500 円、特定感染症重点プラン 550 円)

4. 相談機能の充実

□ 弁護士無料法律相談の実施

- ・ 偶数月の第 2 火曜日午後 1 時から午後 4 時までの間、事前予約制で、一人あたり 30 分程度 6 名迄の方を受け、弁護士による無料法律相談を開催する。

□ ひきこもり支援事業

- ・ 偶数月の第 4 火曜日午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分までの間、一般財団法人メンタルケア協会福岡事務所へ依頼し「ひきこもり相談」を実施する。

□ フードバンクの運営

- ・ 生活相談等で来所された方々の中で、今日・明日の食べ物の確保が困難な方に対し、地域住民の方々・NPO 法人フードバンク福岡・トヨタ自動車九州(株)・豊田合成(株)・トヨタテック福岡(株)等々より食糧品等を提供していただき、生活困窮者等へ提供する。

□ 関係機関との連携

- ・ 様々な生活不安等に対する日常的な相談に対しては、随時、本会職員が対応しているが、本会のみでは対応が難しいケースも多々あり、相談に来られた方の自立と安定に向け、宮若市役所自立相談支援室等と連携しながら解決に向けて取り組んでいく。

5. 高齢者の支援

□ 寝具洗濯サービスの実施

- ・ 介護認定を所持している方等を対象に、民生委員、並びに在宅介護支援センターの協力を得て、寝具の洗濯サービスを実施する。

□ ふれあい電話の実施

- ・ ボランティアの協力を得て、70 歳以上で安否確認が必要な方や、話し相手が欲しい方を対象として、利用者宅へ電話による訪問を行い、話し相手をする事で安否確認を行う。また、誕生月にお誕生日カードを送付したり、年始に年賀状を送付したりして、利用者との交流を図る。

□ 在宅介護者の支援

- ・ 高齢化が進む本市において、在宅で家族を介護されている方に対し、日々の介護疲れ等による悩み等を共有できる場をつくり、介護者の孤立防止やリフレッシュを図る。

6. 障がいを抱える方への支援

□ 障がい者サロンの開催

- ・ 障がいを抱えた方が気軽に参加し、交流できる場として、ボランティアの協力を得て、毎月第2木曜日に社会福祉センター会議室にて障がい者サロンを開催する。

□ 手話サロンの開催

- ・ 聴覚障がいを抱える方の障がいを理解し、交流と社会参加を進める為、宮若手話の会の協力を得て、簡単な日常会話レベルの手話を学ぶサロン活動を、毎月第2・第4火曜日に、社会福祉センターにて開催する。

□ 障がい者団体・作業所の活動支援

- ・ 既存の障がい者団体の活動を支援するとともに、課題解決に取り組み、活動の活性化を図る。団体の活動や作業所等の事業を当事者の方へ紹介することを目的にバスハイク等の開催も検討し、障がいを抱える子の親の悩み等々にも対応できる体制づくりに努める。社会福祉センターの売店業務について、宮若市障がい者連絡協議会へ委託し、雇用創出や社会参加への機会増進へ寄与する。

7. 子育ての支援

□ 子育てイベントの開催

- ・ 核家族化の進展により、身近に子育てについての相談や一時的な育児をお願いする人間関係ができておらず、子育てに悩む親が増加している。同年代の子を育成する親同士の繋がりを作る為、子どもと一緒に楽しめるイベントを定期的実施する。

□ 子育て用品リユース事業

- ・ 子育て用品のリユースを進める為、子育てが終わり不要となった子育て用品を持ち込んでもらい、必要とされる方が無料で持ち帰ることができる「子育て用品リユースセンター」を社会福祉センター2階の一室を利用して設置する。

□ 子育て団体の支援

- ・ 既存の子育て団体の活動を支援するとともに、課題解決に取り組み、活動の活性化を図る。

8. 福祉教育の推進

□ 福祉入門教室・福祉の仕事出前講座

- ・ 筑豊地区福祉人材バンクからの助成金を活用し、小学校で行われている福祉教育に、車イスバスケットボールの選手を招待した出前講座を全小学校にて実施する。

□ 車イスバスケットボールイベントへの参加

- ・ 福祉入門教室、福祉の仕事出前講座に福祉教育を実施した学年を対象に、さらなる興味・関心を深めるため、車いすバスケットボールチーム主催のイベントへ参加し理解を深める。

□ 福祉教育の支援

- ・ 学校における福祉教育を推進する為、福祉機材の貸出や講師紹介などを行う。また、本会にて実施できる福祉教育については、積極的に本会職員を派遣し、児童が楽しく積極的に授業へ参加できるよう、内容についても検討していく。

□ 社会福祉協力校の指定

- ・ 小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、思いやりの心でお互いに助け合い、人権を尊重する心を育成するための授業や活動に対し助成金を助成する。

□ 福祉教育教材「ともに生きる」の配布

- ・ 福岡県社会福祉協議会が発行する福祉教育教材「ともに生きる」(小学3年～小学6年対象)を各小学校へ配布し、福祉教育の教材として活用していただく。

□ 福祉機材寄贈

- ・ 小学校新1年生の児童を対象に、防犯ブザーを寄贈する。

9. 貸出事業

□ チャイルドシートの貸出

- ・ 乳幼児の安全と子育て世帯の負担軽減を図る為、チャイルドシートの貸出を実施する。3カ月毎1,000円の利用料を負担いただき、就学前までの期間、利用期間の更新も可能とする。

□ 福祉車両の貸出

- ・ 本会で所有しているリフトカー等の福祉車両を必要な方に対し、走行距離に応じた燃料代のみを負担いただく形で、必要な方へ貸し出す。また、令和3年度に老朽化した車両を廃車し、新しい型の福祉車両を導入している。

□ 車いすの貸出

- ・ 通院等で一時的に車いすが必要な方へ、車いすを貸出す。ただし、介護認定所持者など、他制度が利用可能な方には、そちらの利用を優先していただく。

□ レクリエーション遊具の貸出

- ・ 地域で開催されているいきいきサロンや、幼稚園・保育園等で行われるレクリエーション活動に対し、レクリエーション遊具を貸し出す。

10. 広報啓発活動

□ 広報誌の発行

- ・ 市民の声や福祉情報、イベントのお知らせなど、福祉の広報誌として、「ほっと」を2ヶ月に1回発行する。また、令和5年度より音声コード入りの広報誌を発行する事としている。

□ ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービスの更新

- ・ ホームページやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を活用し、行事のお知らせや事業の報告などを適宜更新していく。

11. 指定管理者制度による社会福祉センターの運営

□ 宮若市社会福祉センターの運営

- ・ 令和3年4月より令和6年3月末までの期間、宮若市より指定管理を受け、宮若市社会福祉センターの主旨に沿った管理運営を行う。近年、来館者の減少が続いている為、来館者の増加に向けイベント等を企画する。

□ 宮若市巡回ふくしバスの運行

- ・ 毎週月、水、金曜日に宮若市巡回ふくしバスを運行する。

12. 受託事業

□ 放課後児童健全育成事業の受託（宮若市より）

- ・ 市内4カ所 10クラスで小学校全学年を対象として、学童保育所の運営を行う。また、新型コロナウイルス感染防止のため、今後も検温や教室内の換気、消毒作業については継続し、児童が安心して利用できる学童保育所の運営に努める。

□ 高齢者居場所づくり事業の受託（宮若市より）

- ・ 65歳以上の介護認定を受けていない方を対象とした「高齢者居場所づくり事業」を実施する。新型コロナウイルスの影響により午前中のみで開催であったが、令和5年度からは通常開催にて実施する。

□ 宮若市戦没者遺族会事務局の受託（宮若市より）

- ・ 宮若市戦没者遺族会の事務局を受託し、活動支援を行う。

□ 日常生活自立支援事業の受託（福岡県社会福祉協議会より）

- ・ 認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な為に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理など不安がある方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援する。生活支援員養成研修を修了された市民の方に、生活支援員として活動していただいております。今後も本事業利用のニーズは増加することが見込まれるため、新たな市民支援員を養成していく。

□ **生活福祉資金貸付事業の受託（福岡県社会福祉協議会より）**

- ・ 福岡県社会福祉協議会から事務委託を受けている生活福祉資金貸付事業について、利用者の意向を聞き的確な受付と申請手続きを支援し、関係機関と連携しながら自立に向けての相談・援助を実施する。また、新型コロナウイルスによる特例貸付の償還が始まっており、借受人からの償還についての相談にも丁寧に対応していく。

□ **共同募金会宮若市支会事務局の受託（福岡県共同募金会より）**

- ・ 福岡県共同募金会宮若市支会の事務局を受託し、10月1日から12月31日までの間、赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい募金運動の実施月間において、戸別募金・法人募金・学校募金・募金箱・イベント募金等の様々な方法で募金活動を行う。法人募金では、福岡県共同募金会宮若市支会の理事の方々の協力を得て、市内各事業所を訪問し、共同募金への協力を依頼する。

□ **メセナシート配布事業（福岡ソフトバンクホークス株式会社より）**

- ・ 福岡ソフトバンクホークス株式会社より業務を受託し、宮若市内の施設からメセナシートの利用希望を募り、福岡 PayPay ドームでの野球観戦ができるよう、利用希望の取りまとめを行う。